

盛岡姫神シニアチーム規約

第1章 総則

第1条 (名称) 本団体は盛岡姫神リトルシニア (以下チームという) と称する。

第2条 (事務所) チームの事務所・所在地は、事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的) チームは、全日本リトル野球協会リトルシニア東北連盟 (以下東北連盟という) の規約及び岩手県支部 (以下県支部という) の趣旨に則り、次世代を担う少年の心身の健全育成と技術の向上を図る事、また、スポーツ振興による地域の活性化を図る事を目的とする。

第4条 (事業) 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 連盟の目的及び支部の趣旨に沿って規約を遵守、並びに品位保持の励行
- (2) 練習、対外親善試合、連盟支部主催の大会等の参加協力
- (3) 少年に適した正しい野球の指導とマナーの向上
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動 (ボランティア活動等)

第3章 組織

第5条 (組織) チームは、役員・選手・指導者・保護者を構成員として組織する。

第6条 (選手) 選手は、硬式野球を愛好し心身を鍛錬しようとする小学6年生及び中学生を対象とし、保護者の承諾を得た場合に入会を認める。入会には入会届を事務局長に提出する。

第7条 (役員) 役員は次の通りとする。

- ① 会長 1名 ② 副会長 若干名 ③ 事務局長 1名
 - ④ 監督 1名 ⑤ 会計 若干名 ⑥ 責任審判員 1名
 - ⑦ 女性部長 1名 ⑧ 監事 若干名 ⑨ 顧問 若干名
 - ⑩ 父母会長 1名 ⑪ 名誉会長 1名 ⑫ 理事 若干名
- (1) 会長・副会長・事務局長・監督は総会において選任する。
 - (2) 女性部長・会計・監事・父母会長は父母会で選任する。
 - (3) 責任審判員は審判部で選任する。または、会長
 - (4) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - (5) 不適切行為のある役員は、役員会の決議により除名できる。

第8条 (任務) 役員は、次の任務を司る。

- ① 会長はチームを代表しチームを統理する。
- ② 副会長は会長を補佐し会長不在時は責務を代行する。

- ③ 事務局長は、事務を総括する。
- ④ 父母会長は、事務局長を補佐し、事務局長不在時は責務を代行する。
- ⑤ 監事は、会計を監査する。
- ⑥ 監督は、コーチの選任及び選手の技術指導等をする。
- ⑦ 会計は、金銭の保管及び出納を管理する。
- ⑧ 責任審判員は、各種試合等の審判手配や管理運営を行う。
- ⑨ 女性部長は、チームの女性部の事務を遂行する。

第9条（退会等） 選手は申し出により、退会することが出来る。

チーム運営上不適当な行為のある構成員、長期にわたり会費未納の選手または無断欠席を繰り返す選手に対し、三役会で決定の上除名する事が出来る。

第4章 安全管理と責任

第10条（安全管理）

監督及びコーチは、選手の健康、安全管理について常に留意し活動中に事故の無いように防止策をとる。

- ① 保護者は選手の身体に異常があるときは、監督及びコーチに届ける事とする。
- ② 選手は、チームの指定するスポーツ損害保険に加入しなければならない。

第11条（チームの責任の範囲及び賠償等）

活動中において、構成員に事故、または第三者に損害を与えた場合、その賠償金等の支払いは、スポーツ損害保険の補償額の支払いのみとし、チームに対し要求することは出来ない。

第5章 会計

第12条（会計） チームの会計は、会費、その他の収入によって支弁する。

会計年度は毎年1月1日から同年12月31日までとする。

事業報告並びに決算承認、事業計画並びに予算については、総会で議決する。

第13条（会費） チームの会費は次のとおりとする。

- ① 連盟登録費 3,000円/年
- ② スポーツ安全保険料
- ③ 会費（月額） 3,000円
- ④ 必要に応じ臨時に集金する事が出来るものとする。
- ⑤ 新会員の会費は、入会月の翌月分からとする。

第6章 会議

第14条（会議） 選手は、すべての会議に出席する事が出来ない。

- ① 総会は年1回会長が招集し開催する。会長が必要と認めた場合、又は、選手を除く構成員の過半数以上の要求があれば臨時総会を開催する。議長は出席者の中から選出する。

- ② 総会は、委任も含む過半数の出席者で成立し出席者の過半数により決する。
可否同数の場合は議長の決するところによる。
- ③ 役員会は、必要に応じ開催する。
- ④ チームの懸案事項について、会長・事務局長・監督で構成する三役会で協議する。

第7章 改正及び解散

第15条（規約の改正及び解散）

- ① 本規約の改正は、総会において議決する。
- ② チームの解散は、総会において議決する。

第8章 委任

第16条（委任） この規約に定めなき事項は、三役会で協議し執行する。

本規約は、平成26年9月1日より一部改正し施行する